

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　日本政府現地出先 機関（総理府沖縄事務所）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43397

各省行署連絡（總務副長官、外務事務次官通達）

文書課	高裁案	(分類)	写 部
大臣 政務次官 事務次官 直外務審議官 官房長	主 管 北米局 参 事 官 北米課長	起案 昭和 43 年 2 月 26 日	
		決裁 昭和 43 年 2 月 28 日	
主任		起案者 吉川 電話番号 445	
<p>官房総務参事官 官房審議官 文書課長</p>			
<p>下記の件に関し高裁を仰ぎます</p>			
<p>件名</p>			
<p>琉球政府との連絡に関する通達について</p>			
<p>1. 今般總理府より、各省庁、琉球政府と、 内、連絡は總理府を通じて行われた旨 總理府総務副長官大谷外務事務次官連名 、別添章の如き通達を呈すことを GA-1 注意 決裁後直ちに第一通を 文書課へ回付すること</p>			
<p>外務省 回覧番号 491</p>			

たゞレ (別添 1 (東) 参照)、右連名
の通達は、内閣府、意向は、昭和 43 年 2 月 28 日
1. 各省と、は右通達、内容が、連
絡、は、限定されないものと、鑑み、差支え
なし、旨回答する。2. 本件通達發出の目的は、
去る昭和 28 年 4 月、既に各省(市)及び
通達を呈し、そのうちのものは、内閣府、他方、
最近一部、関係省(市)を中心、直接琉球政
府と連絡を行なうものと、思はれる。他方、
諮詢内委員会、設置および、連絡事務所、機能
拡大による、沖縄、本土復帰の討伐手
段の、各般の、一体化施策が推進された。
事情は、も鑑み、今後、関係省(市)が、琉球

GA-4 外務省

政府と直接連絡する懸念も多くなつた
 予想をもつて、改めて各省(庁)に
 通達し、重ねて総理府と連絡の遵守方針
 要請するに至る由。
 3. なお、本件に関する總理府總務副長官より
 2月26日の次官会議の議題として提出し、
 各省(庁)の協力を要請した。

GA-4

外務省

別添 1

(末)	総特オ号
昭和年月日	
(別記) 五て (各通)	
	總理府總務副長官
	外務事務次官
琉球政府との連絡について	
標記のことについては、總理府を通じて行	
なわれよう 昭和28年4月25日付 総南連17263号	
(別紙参考添付) をもつて依頼しており、当時の	
南方連絡事務局が昭和33年5月15日に特別地域連絡局と改称後も貴省(庁)の格別の御	
協力を賜っております。	
御案内のことあり、昨秋の佐藤總理、ジョン	
総理府	

1

ソン大統領の会談により、今回沖縄に高等弁務官に対する諮問委員会が設置され、また那覇日本政府南方連絡事務所の权限が拡大されることになりましたが、今後の沖縄の本工復帰に備えて、社会上、経済上の諸問題に關し、各般の一体化施策が強く推進されることになったのであります。日本政府と米国民政府及び琉球政府との連絡が今後より頻繁かつ緊密化を加えることが予想されます。つきましては、本土と沖縄の一体化施策を総合的、計画的にすゝめていくため、政府施策の全般的な調整がますます必要と思料されますので、従来からの政府の方針にしたがい、

総理府

2

米国民政府及び琉球政府と貴有(方)との間の

連絡は總理府を通じて行なわれるよう御配慮願ひます。

なお、事柄については、技術的な特殊の問題もあろうと思われますが、その際でも事前に總理府と御連絡下さるよう願ひます。

かつて、貴有(方)關係部局に対しても周知方宣しくお願ひします。

参考添付：昭和28年4月25日總南連1号263号
〔琉球政府との連絡について〕

総理府

3

(別記)

各省厅事務次官
会計検査院事務総長
人事院
最高裁判所事務総長
最高検察院次長検事
公正取引委員会事務局長
警察庁長官
首都圏整備委員会事務局長
日本学術會議事務局長
文化財保護委員会事務局長
近畿圏整備本部次長
中部圏

総理府

別添二

総理官房第一課二六三係

昭和二十八年四月二十五日

内閣官房副長官

各省事務次官
総理府統計局長
国家地方監察本部次長

行政管理局次長

自治庁次長

保安庁次長

経済審議会次長

最高裁判所事務総長

最高検察庁次長検事

（各通）

琉球政府との連絡について

20
平和条約発効後、本邦と北緯二十九度以南の南西諸島との間の経済、教育文化等の諸関係がいよいよ緊密化するに伴い、双方の行政機關の事務の総合調整及び推進等を図るために、昨年七月總理府に南方連絡事務局を設置し、また、本邦と南方地域との間ににおいて解決を要するあらゆる事項に關し、琉球列島米国民政府と連絡折衝せしめるために同局出先機関として沖縄島那覇市に那覇日本政府南方連絡事務所を、および奄美大島名瀬市にその出張所を設け事務を掌理せしめていたので、各省庁において琉球列島米国民政府または琉球政府と交渉または連絡すべき事項があるときは直接の方法によらず南方連絡事務局を経由して交渉または連絡し、同局を活用するよう御配意ありたい。

(一) なお右の場合にはできるだけ文書は本信の外副信として写を一部添付するよう御配慮願いたい。

(二) 次の事項を御参照願いたく念のため申し添える。

- 一 昨年二月二十九日公布された琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号）第三十五条によれば、琉球政府は琉球列島米国民政府を通じない限り外交事務を行ふことはできないこととなつてゐる。
- 二 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二一八号）第六条に定められどもその管轄下に監督に關し、那覇連絡事務所長を指揮監督することを中心とする大臣は内閣総理大臣に協議しなければならないこととなつてゐる。

総特第661号

昭和43年2月28日

總理府総務副長官

外務事務次官

琉球政府との連絡について

標記のことについては、總理府を通じて行なわれるよう昭和28年4月25日付総南連/第263号(別紙参考添付)をもつて依頼しており、当時の南方連絡事務局が昭和33年5月15日に特別地域連絡局と改称後も貴省(庁)の格別の御協力を要わっております。

概案内とおり、昨秋の佐藤總理・ジョンソン大統領の会談により、今回沖縄に高等弁務官に対する諮問委員会が設置され、また那覇日本政府南方連絡事務所の機能が拡大されることとなりましたが、今後の沖縄の本土復帰に備えて、社会上、経済上の諸問題に関し、各般の一体化施策が強く推進されることとなつたのであります。日本政府と米国民政府及び琉球政府との

連絡が今後いよいよ頻繁かつ緊密を加えることが予想されます。

つきましては、本土と沖縄の一体化施策を総合的、計画的にすすめていくため、政府施策の全般的な調整がますます必要と思料されますので、従来からの政府の方針にしたがい、米国民政府及び琉球政府と貴省(庁)との間の連絡は總理府を通じて行なわれるよう御配慮願います。

なお、事柄によつては、技術的な特殊の問題もあるうと思われますが、その際でも事前に總理府と御連絡下さるよう願います。

おつて、貴省(庁)関係部局に対しても周知方よろしくお願ひします。

参考添付：昭和28年4月25日総南連/第263号

「琉球政府との連絡について」

總南連一第二六三号

昭和二十八年四月二十五日

内閣官房副長官

各省事務次官
總理府統計局長
國家地方監察本部次長
行政管理次長
自治次長
保安次長
經濟審議次長
最高裁判所事務總長
最高檢察次長檢事

（各通）

琉球政府との連絡について

平和条約発効後、本邦と北緯二十九度以南の南西諸島との間の経済、教育文化等の諸関係がいよいよ緊密化するに伴い、双方の行政機関・關係職員の往来もようやく繁くなりつゝあり、また文書による各種の連絡もひん繁の度を加える傾向にあるが、政府は南方地域に関する事務に關し、關係行政機関の事務の総合調整及び推進等を図るために、昨年七月總理府に南方連絡事務局を設置し、また、本邦と南方地域との間に於いて解決を要するあらゆる事項に關し、琉球列島米国民政府と連絡折衝せしめるために同局出先機関として沖縄島那覇市に那覇日本政府南方連絡事務所を、および奄美大島名瀬市にその出張所を設け事務を掌理せしめているので、各省庁において琉球列島米国民政府または琉球政府と交渉または連絡すべき事項があるときは直接の方法によらず南方連絡事務局を経由して交渉または連絡し、同局を活用するよう御配意ありたい。

(一) なお右の場合にはできるだけ文書は本信の外副信として写を一部添付するよう御配慮願いたい。

(二) 次の事項を御参考願いたく念のため申し添える。

- 一 昨年三月二十九日公布された琉球政府章典（琉球列島米国民政府布令第六十八号）第三十五条によれば、琉球政府は琉球列島米国民政府を通じない限り外交事務を行うことはできないこととなつてゐる。
- 二 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二一八号）第六条によれば、各省大臣もその管轄する事務に關し、那覇連絡事務所長を指揮監督することができるがその場合主任の大臣は内閣經理大臣に協議しなければならないこととなつてゐる。